

平成29年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年6月16日

招集年月日	平成29年6月9日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年6月9日 午前10時50分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年6月16日 午前11時55分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大江 厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡 昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立 孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田 健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	5 番	末田 健治		6 番	津田 宏	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤 和典	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小坂 眞治		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小島 俊二		学校教育課長	長尾 航治	
	総務課長	栗栖 一正		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	総務課主幹	河越 慶介				
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉田 美保子		保健医療福祉統括セ ンター事務局長	栗栖 修司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		福祉事務所長兼 福祉課長	伊賀 真一	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企 画 課 長	二見 重幸		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	企画課主幹	武藤 克巳				
	建 設 課 長	田中 啓二				
	産業振興課長	瀬川 善博				
	商工観光課長	児玉 齊				
	税 務 課 長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
	児童育成課長	園田 哲也				
	衛生対策室長	田中 博敏				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成29年6月16日

	諸般の報告
議案第53号	工事請負契約の締結について (戸河内ふれあいセンター大規模改修工事)
議案第54号	安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について
議案第55号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第56号	安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第57号	安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
議案第58号	安芸太田町介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第59号	平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)
議案第60号	損害賠償の額の決定について
議案第61号	平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)
陳情第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書
発議第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成30年度政府予算に係る意見書の提出について
	閉会中の継続審査について(総務常任委員会)
	適正な行政事務確保調査特別委員会の中間報告を求めることについて
	閉会中の継続調査について

平成 29 年第 5 回 安芸太田町議会定例会
議 事 日 程 (第 4 号)

平成 29 年 6 月 16 日

日 程	議案等番号	件 名
第 1		諸般の報告
第 2	議案第 53 号	工事請負契約の締結について (戸河内ふれあいセンター大規模改修工事)
第 3	議案第 54 号	安芸太田町個人情報保護条例の一部改正について
第 4	議案第 55 号	安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 5	議案第 56 号	安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第 6	議案第 57 号	安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正 について
第 7	議案第 58 号	安芸太田町介護保険法に基づく地域包括支援センターの職 員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 8	議案第 59 号	平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 2 号)
第 9	議案第 60 号	損害賠償の額の決定について
第 10	議案第 61 号	平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 3 号)
第 11	陳情第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を はかるための 2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請 に関する陳情書
第 12	発議第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を はかるための平成 30 年度政府予算に係る意見書の提出に ついて
第 13		閉会中の継続審査について (総務常任委員会)
第 14		適正な行政事務確保調査特別委員会の中間報告を求めるこ とについて
第 15		閉会中の継続調査について

平成29年度第5回定例会
(平成29年6月16日)
午前10時00分開会

富永豊議長

おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1．諸般の報告

富永豊議長

日程第1、諸般の報告をいたします。町長から、お手元に配布のとおり追加議案が送付されています。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2．議案第53号

富永豊議長

日程第2議案第53号工事請負契約の締結について（戸内ふれあいセンター大規模改修工事）を議題とします。議案の説明は先日行われておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。田島議員。

田島清議員

予算の方ですね、この工事請負費委託料

富永豊議長

起立でお願いいたします。

田島清議員

工事請負費及び委託料、備品購入費についての詳細についてですね、わかる範囲で答えていただけたらと思います。

富永豊議長

生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

失礼します。今回の工事の大まかな概要ですが、建築工事にかかる費用としまして、屋根の工事が約9千万、外壁改修工事1千6百万、消音装置の新設に5百万、その消音装置の新設に伴うものも含まれますが電気の設備工事としてですね、体育館照明のLED化に約2千万、消音設備のLED化に5百万、あと機械換気設備新設が1千2百万、あと管理費等の諸経費が1千2百万程度というふうに考えております。以上です。

富永豊議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。矢立議員。

矢立孝彦議員

ふれあいセンターの改修については、いわゆる懸案であったよね。かなり町民の方からも早急な改修工事、特に雨漏り等についてはね、かなり指摘されとった経過がある。こういう経過の中でようやく改修ということであるんですが、今全体的にね、町有資産の改修計画あるいは譲渡、売却等の計画は内部でなされとると思いますが、そこらあたりの計画等からですね、今検討中ということであるにしても、ふれあいセンターの改修工事については遅きに失しておるといってございませうけれども、全体的な施設の管理計画あるいは改修計画、それから譲渡、売却等の計画、それについてですね少し触れていただいて、詳細な説明は別にしてですね、その中でこのふれあいセンターがどういうふうに位置づけられてきたのか、合わせて他の優先順位と言いますか、ここ2、3年のうちに大規模な改修等々があるとすれば、想定されるものについてはどうなのかという状況について少しちょっと説明を加えてください。

富永豊議長

川越主幹。

川越慶介総務課主幹

総務課の財政管財の担当の方が公共施設の管理を担当しております。昨年3月にですね、安芸太田町判の公共施設等総合管理計画を策定して公表したところでございますけれども、個別のですね施設の今後の集約化とかそういった方向性については今後個別の計画を策定していくということで、昨年管理計画の策定と並行しましてですね、個別の施設についての方向性を検討する個別の施設類型別にですね、部会の方を開催しております。昨年も、ごめんなさい、昨日もですね、行政施設についての協議をしたところでございますが、これまで6類型施設についての検討をしておるところでございます。この中でですね、ふれあいセンターについてなんですけれども、この施設につきましては本来であれば、全ての個別計画が策定できた段階でですね、大掛かりな改修工事等を行うべきであるというのは認識しておるわけなんですけれども、今回雨漏りとか待ったなしの状況でございました。このまま数年放置しておきますと、更なる改修に費用が掛かるということでですね、この分についてあと川森文化交流センターにつきましても今年度大きな大掛かりな改修工事を予定しておりますけれども、このあたりについては緊急性があると判断しまして工事を実施するものでございます。あと、質問事項としまして、その他優先されるものがどういったものがあるかということでございましたけれども、まずはこちらの本庁舎でございますけれども、耐震化がですね、本年度耐震診断をですね受ける予定にしておりますけれども、もう竣工からですねかなり経過しております、十分な耐震性を有していないと考えておりますので、結果しだいによってはですね、耐震改修というのを優先的にしていく必要が出てくるのかなと思います。ただ、このあたり結果を踏まえてですね、改めて本庁をこの場所でですね耐震化していくのか、また建替えとかですね、そういったものも含めて広く検討していきたいというふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

富永豊議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。津田議員。

津田宏議員

今回の懸案の先ほども言ったように5年もかかってですね、素晴らしい改修工事が始まるということなんですが、この施設、他にも町内にはあるわけで、この施設については平成7年ですか、旧戸河内時代に山県郡広域にない施設を作ろうということで、コンサートホールみたいなものを唯一作ったわけがありますが、作るの作ったんじゃが、作りっぱなしのようなことがあってはならない。改修したらそれを利用して先日の被爆ピアノのコンサートであるとか、そういう神楽大会であるとか、町内外から多くの人を招いてですね、それを利用していくことを計画していただきたい。それが非常に手薄ではなかろうかと私は見ております。そういう事に対しての考え方をお聞かせいただけたらということです。

富永豊議長

生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

利用の件ですが、ご指摘される通りですね、せっかく作ったものが利用されないということでは大変、何のために作ったかということになります。これに関してはですね、町の体育館なら体協などのですね、そういうスポーツの振興される団体等々の活動をですね、より一層支援して、もっと利用をあげていく。それとふれあいセンターの場合は体育館だけでなくホールがありますんで、そちらもですね、色々な催し物等にですね活用できるよう今後とも働き掛けをしていかななくてはいけないだろうというふうにご考えております。ただ町内の施設の使用料等々がですね未だに統一的な整理がされていないということがありますので、そのあたりも今回の大改修を含めて将来的な展望を見て利用等の定めをですね、きちっと整合性があるような形に直していくと、そして利用を高めていくというふうにご考えております。以上です。

富永豊議長

よろしいでしょうか。他に質疑ありませんか。大江議員。

大江厚子議員

この工事改修計画に対して一般競争入札がされたということで、あと2社はどこの企業が参加されたのかということと、1億6千万円ですから競争入札は当然なんですけれども、プロポーザル方式っていうのをされている工事があります、当町において。なぜこれが一般競争入札で他に1億の工事があって、それがプロポーザルだったのか、その基準というかを教えてください。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

今回ふれあいセンターの大規模改修工事につきましては、入札には3社が手をあげてまいりまして、ここにあります議案にありますように創建工業さんの方で落札をいただきました。もう2社が錦建設さんと竹下建設さんでございました。それとちょっと後段の質問がちょっとよくわからなかったのですが、要は今回は大規模改修でございますので、プロポーザルというのは、その事業者がいるんなアイデアを、要は施設を作ったりするときにいろんなアイデアを募集するという形態をとっておりますので、今回ふれあいセンター大規模改修で基本的なものは変わりませんので、一般競争入札という手段をとらせていただいたというふうに考えております。以上です。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

では、1億以上の事業であってもアイデアを出すような内容についてはプロポーザルでオッケーという事なんですか。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

工事につきましては基本的には一般競争入札というのを大前提といたしております。プロポーザルと申しますのは入札の形態、契約の形態で言いますと、最終的には随意契約という形をとりますが、要は町が役場内部で設計を考えるよりは、要は民間のいろんな知識を施設の建設にあたって、アイデアをいただくということでございますので、結構大きな工事についてもプロポーザルをするということでございますので、町の方で何億以上はこれにしますよということはないです。要は入札で決まってるのは2億以上であれば共同企業体等々でやるとか、500万、1千万、2千万と決まっていますので、議員がおっしゃるのは大きな金額をプロポーザルでやるには若干競争性が薄いんじゃないかということと言われるんだらうと思うんですが、その辺は価格の提案も採点の対象にいたしておりますので、価格的な競争も働くというふうに考えております。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

抽象的な話をしてしまったので申し訳ないですが、一昨年使われた戸河内小学校の仮設校舎が1億ちょっとだったと思うんですが、それがプロポーザル方式、私たち不勉強でプロポーザルという言葉自体が初めて聞いたような状況だったので、それが随意契約というふうな分類に入るということで、町民がね不信感を持ったんです。1億以上の工事がそういう事で決まるのかという、説明にしてもきちんと住民にわかるようなね、プロポーザル方式がその仮設校舎でプロポーザルでよかったのかどうかも私たちはわかりませんけども、それも含めてね、きちんと見通しよく、説明なりしていただきたいと思います。以上です。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第53号工事請負契約の締結について(戸河内ふれあいセンター大規模改修工事)を起立により採決します。議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって第53号工事請負契約の締結について(戸河内ふれあいセンター大規模改修工事)は原案のとおり可決しました。

日程第3 . 議案第54号

富永豊議長

日程第3 議案第54号安芸太田町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。これから

質疑を行います。質疑ありませんか。矢立議員。

矢立孝彦議員

上位法律の改正に伴うものでございますからね、それはさておいて昨日参議院の方で強行されました組織的犯罪法いわゆる共謀罪に係る国民の懸念あるいは不安というものがですね積み残したままの状態の中で成立をされたというように受け止めておりますが。全国の地方自治体の中ではね、この個人情報保護条例を先んじて制定施行しておるわけですが、このいわゆる共謀罪に係る今後の運用とそれから個人情報の保護条例に係る連関性と言いますかね、関連法律の制定改正がなされたわけですが、そこらあたりについての受け止めというのはね、町の方ではどういうふうな受け止めておられるか。また今回の改正、個人保護条例の一部改正についてですね、今後それらの対象法律に係るものとどういふふうに影響等があるか等々についてですね、少し説明を加えていただければと思います。特に現在この法律の施行によってですね、かなりの監視社会が構築されるだろうというふうな思っておりますけれども、聞きおよんでおりますところはですね、既に外国等で導入されておりますXスコアシステムと称するものがですね、国民の様々な生活の中でかなりの情報がですね、集約収集されておるといふようなことがわが国でも導入されようとしておるといふことで、この一方では個人の保護、情報保護の面ですね、末端の自治体の運用が非常に難しくなってくると思っておりますけれども、そこらあたりについて今現在の考え方と言いますかね、あるいは運用についての懸念等々があれば少しちょっと触れていただければと思います。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

いわゆる共謀罪の設立を受けて町が制定しております個人情報保護条例の運用への影響、それから受け止めという事でのご質問でした。この個人情報保護条例、町が持っているこの条例そのものについては、目的はあくまでも町民が町民の皆さんの様々な情報、これを町は保有しておりますんで、この保有している個人情報がどういったものを開示したり訂正したりする際に本人がそれを確認する権利、それから本人の意思に反して情報等が漏えいしないような取り組みを行政の方へ求めている法律です。今回のいわゆる共謀罪の法律を受けてどのような影響があるかについては実際にはこれを実際に運用する警察等の機関がどういった取り組みと言いますか、運用されるかが決まっております。今法律だけ、ですから今後法律の施行令であるとか、そういったものが具体的に出てきて私どもが保有しておりますこの個人情報保護条例の改正等を伴う必要があるのか今後情報提供を待ちたいというふうな思っております。したがって現段階でいわゆる共謀罪を受けての個人情報の新たな改正が必要かどうか、もしくはその影響については、ここで明確なですねご回答をすることはできませんので、その点はご了承ください。以上です。

富永豊議員

矢立議員。

矢立孝彦議員

まだですね、法律自体の不整合であるとかね、あるいは細かい運用の細則等については出ておりません。ただ先ほど申し上げましたように相当な監視社会と言いますかね、一言で申しますと、それに伴う不安がですね、本町の中でも生じてくるだろうというふうな思うんですよ。できうれば、機会をとらえてですね、町村会あたりの意見というのはですね、そういった一方ではテロ等の防止をしていくという大義名分があるにしてもですね、複雑な法律になっておりますから、個人情報の保護の観点からはですね、やはり全国の自治体をあげて、そこらあたりの保護についての強化というのはですね、今後検討を加えていく必要があると思います。そこらあたり町長の見解を少しね、簡単簡潔に不透明な部分がたくさんありますけれども、かまえと言いますか、全国の知事会あるいは市町村会あたりについての対応をですね、今後機会をとらえてやってくように努力をされたいというふうに思っておりますけれども、少しコメントいただければと思います。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

この度のいわゆる共謀罪、色々マスコミを通じての情報しか私もまだ得ておるところではございませんが、やはりその決め方について多くの批判的な情報が入っておるところでございます。ただ実際にそのことを目的とされとる、いわゆるテロを防止する、オリンピックを問題無く開催すると

というような観点からの取り組みも当然必要だろうと思います。そしてまた一方、個人情報保護するという立場も、これも揺るぎのないものでございます。昨今報道での話ですが、GPSの機能を捜査対象にするというような判断を裁判所がしたところでございますけれども、そういったふうな国民の保護を守るという我々の務めもあります、当然司法の務めもあろうかと思っておりますので、そういったような情報を把握しながら、我々の務めを果たしていきたいと思っております。

富永豊議長

矢立議員。

矢立孝彦議員

町長の所見についてはですね、我々私どもと同様な懸念があると思っております。したがって議会は議会の組織がありますけれども、自治体を構成しとる団体等でそこらあたりは十分憂慮されてですね情報機関、団体等々の協議を重ねながら今持っておる不安あるいは懸念等解消に努力をしてほしいというふうに願っています。以上です。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号安芸太田町個人情報保護条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第54号安芸太田町個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第55号

富永豊議長

日程第4 議案第55号安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木議員。

佐々木美知夫議員

この54号に直接、54号ですかね、55号に直接関係するかどうかちょっとわからないんですけども、現在の職員さんのその休業日数はどのくらいあるのか。また最近よく言われている男性、男性に限らんのかな、イクメンですか。広島県の湯崎県知事も積極的に推進をされてるということなんです、この安芸太田町でそういったイクメンの推進等々されているのかどうかを伺います。

富永豊議長

総務課長

栗栖一正総務課長

まず1点目のご質問、育休の日数という事でしたか、育児休業今とってる職員がですね1名おります。失礼しました。今はまだ産休でございました。イクメンの推進でございますけれども、町として積極的に働きかけを行ってるわけでは正直ございません。ただ男性にも当然権利はあるということについては、周知はさせていただいておりますけれども、それを実際に活用した実績はございません。以上です。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

若干補足しますと、現在、安芸太田町職員の育児休業につきましては、最高3年まで取れるという条例になっておりまして、満1歳に達するまでは、育児休業中は給料等は出ませんので、共済組合等々から手当が出るという形です。2年目になるとそれもなくなるという制度で、最近若干育児休業の期間が長期化してきとるような状況でございます。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。大江議員。

大江厚子議員

ですから当面その実施が行われないことですから、保育所の空きがなくてね、3年を越して例えば1年間は空きがなかったという場合、1年間の育休は保障されるということですか。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

そうなります。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって第55号安芸太田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第5．議案第56号

富永豊議長

日程第5議案第56号安芸太田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号安芸太田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第56号安芸太田町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第6．議案第57号

富永豊議長

日程第6議案第57号安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。矢立議員。

矢立孝彦議員

57号につきましてはね、大変歓迎する内容であろうと思います。そこで本件に類する今後の予定と申しますかね、計画とかねというのがあろうと思いますね。特に中央における税制調査会等々においてですね、この固定資産税の課税免除に係るものについては各般にわたって検討がなされておると申します。そういう情報があれば、情報があればですよ、ご説明をいただきたいと思えます。また特に今回これは本町が決定するわけではございません。ので、そういう詳細な理由背景についてはですね、説明にも非常に苦慮されると思えますけれども、情報通信の技術利用事業に限定、それともう一つはですね、あるいは農林水産物等の販売業、こういったいわゆる六次産業的なものについてですね、限定されて優先的に施行されるというような背景にいたったということについて、

情報があれば少し触れてください。

富永豊議長

税務課長。

片山豊和税務課長

類似する業務あるいは事業に関しまして今後の方向性等々についての情報があればというようなご質疑であったと思います。現在これ以外で新たな業種に関してですね動きがというような特定の情報はまだ知り得ておりません。条例改正にいたりました過疎法の改正に基づく一部改正でございます。この今回の過疎法の改正にあたりましては、平成27年度に行われました国勢調査、そういった事業種等々の実績を見る中で、検討されたというふう聞いております。また情報通信、もともとはパソコン関係の業種、それが現在情報通信事業、技術これはいわゆるコールセンターの業務でございます。これにつきましての5か年の経過を見る中で22年から失礼しました22年から7年間このコールセンターを適用としておりましたが、全国の過疎地域の中で利用実績あるいは減免実績がなかったというものを反映しましてこれに代わりまして農林水産物等の販売、製造に係る施設等の家屋投資、これを誘導するために適用されたというふう聞いております。この免除に関しましては製造業それから旅館業が他にもございます。こういった実績も踏まえながら当町の中ではですね、過去製造業の方で2件ほど課税免除の実績があったように記憶しております。旅館業については対象にならなかったという状況でございます。加えて製造業ですから今後町の方もですね、企画なり地方創生に絡めましていろんな産業振興センターというような計画がある中で、こういった加工品あるいは六次産業化の中で2千万超のですね設備投資の誘導になりますことを希望したいというふう考えておりますし、国全体でも雇用の創出ということで賃金雇用をですねこの2か年間で1,530人を国自体が目指しているというような情報くらいのことですが知り得ているところでございます。この程度でございますが補足とさせていただきます。

富永豊議長

矢立議員。

矢立孝彦議員

そこでね、先ほどの個人情報の保護の強化の観点からも少し触れましたが、全国のいわゆる産業団体、産業団体等を含めてですね傘下にある事業所特に中小零細小規模事業者については非常に状況等が悪いというような中でね、一応6団体における検討の状況あたりについては非常に弱い。したがって税務課長の方も少し触れておりましたけれども、こういう機会に特に中山間地域、過疎地域の事業者等がですね非常にあえいでいるという実態を踏まえて今後こうした特例に関してですね、固定資産税の減免を推進していくということについてはですね、これは我々のような自治体については当然しごくだろうと思います。そこで町長におかれましてはですね、こういうふうな背景が突破口としてはあるわけですから、商工会あるいは観光協会等とも連携をし、しかも議会と協調しながらですね、固定資産税の特例課税免除についてはですね、今後相当な運動をする必要があると思います。そこらあたり少しちょっと所見をお伺いをしたいと。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

今回お願いをしております固定資産税の課税の免除に係るもとは、いわゆる過疎法でございます。過疎地域に自立の促進を促すという意味での国の特別措置法。そういったふうなことの観点から先ほど税務課長が申しましたように、過去の実績等々で情報通信技術の利用事業よりか農林水産物の販売事業の方が則しているという観点からの改正をこの度お願いするものでございます。そして町といたしましては、この制度を活用して企業の立地支援、あるいは企業のが町に来ていただくような要請の材料として、そして国が定めております過疎法でまだ足りない部分がございますので町独自の方で、これは先ほど申しましたように企業誘致という観点からの制度でございます。商工観光課の方で取り組んでくれておりますので、課長より説明をさせていただきます。

富永豊議長

商工観光課長。

児玉齊商工観光課長

失礼します。商工観光課の方では、企業誘致ということに観点を置きまして、本町に新たに企業、工場なり等をですね、2,700万円以上投資していただきますとですね、固定資産税免除ではございま

せんけれども、一応支払いをいただいてその固定資産税分を補助するというものを行っております。今年度もチューリップさんでありますとか、日基リースさんと、あとと言いますとまだ三国屋さん等ですね、ございますけれども、そういう方々にですね補助を行っております。あと、固定資産税だけでなく新規就農者の関係もですねその関連で補助をする制度を設けておりますので、今後とも利用の方をですね促進していただくようにPR等努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

富永豊議長

矢立議員。

矢立孝彦議員

固定資産税の減免についてはですね、現行法律の中で非常に難しいと、単独の自治体がですね、その裁量権については非常に制限されとりますからね、難しいということがあるにしてもですよ、今後本町が生き残っていく特に事業者、なかんずく小規模事業者についてはですね、相応な支援策というものを検討する必要があるというふうにもこれまで指摘をしてきておりますけれども、一方では企業誘致と称してですね、かなりの減免措置についての対応がされとるということがありますが、そこでね大変な格差が出ておるといことはね、一般質問の同僚議員にも指摘をされておりますけれども、そこらあたりの全体的な課税計画というのはですね、やっぱりこの本町がどういう現状実態であって、小規模事業者が本当にあえいであるのか、あるいは中小企業の誘致、企業がですね進出しやすいというものについてはどうであろうかということ、もう一遍整理をされてね、整理をされて、特に固定資産税の課税については、あるいは課税に係る減免施策についてはね、見直しをする必要があるというふうにも思うんですよ。そこらあたり一つ指摘しておきます。答弁はよろしいですよ。

富永豊議長

他に質疑はありま、末田議員。

末田健治議員

この一部改正によりまして、対象となるその事業所はありますか。それから課税免除によります減額分については交付税措置があるのでしょうか。それから対象にならなくても、町内で製造業を営んでいる方、事業所について、今後減免する考えというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。伺います。

富永豊議長

税務課長。

片山豊和税務課長

この改正に則しまして、対象となる事業所が現在あるかという事のご質問でございますけれども、この法施行後29年度以降に建築をされたと、翌年の1月1日現在ですといった資産があることを対象としまして、よく年度平成30年度の課税を始めますけれども、そのあたりかの対象となりますので、遡及してというような状況ではございませんので、この法施行後、過疎法の方は4月1日施行ですので、それ以降の建築物に対しての対象があれば減免をする予定でございます。それから交付税措置等々につきましては、こちらにつきましても、国の方がそれに対応しまして減免の部分について充当する予定となっております。課税状況報告する中で、対象となる減免分については交付税措置をされるという事でございます。とりあえず以上です。

富永豊議長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。大江議員。

大江厚子議員

平成23年度にわざわざ情報通信技術利用事業、コールセンターを入れて、農林水産販売業が入ってなかった。今ね、それを入れるという、だから当時はコールセンターを誘致とかいう計画があったのか、それともないけれども、その時代、各地でコールセンターが展開されていたので、安芸太田町もそういう可能性があるということで入れたのか、その辺はどうでしょうか。それと、だからもうこれを外すということですよ、コールセンターを外すということですよ。

富永豊議長

税務課長。

片山豊和税務課長

町独自で先行し選定し入れたという状況ではございませんで、過疎法そのものの成立が国会議員

立法というような性格のものでございます。さきほど言いましたように国勢調査等々の状況を過疎の方をめぐる審議委員会というような位置づけの中で内容分析していただいて、新たにこの農林水産物を今回加入するという状況でございます。コールセンター、光ファイバーをしまして当時というか、先行、年度的には22年ですでもっと早いですけれども、そういった中でも期待はありましたけれども、実際的には個々人、頑張りビジネスで、個々人の方で、そういった電算系の方を誘致できたというような実績はございますけれども、大きなコールセンターにはならなかったというものでございます。以上です。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第57号安芸太田町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については減算のとおり可決しました。

日程第7．議案第58号

富永豊議長

日程第7議案第58号安芸太田町介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第58号安芸太田町介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第58号安芸太田町介護保険法に基づく地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第8．議案第59号

富永豊議長

日程第8議案第59号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。吉見議員。

吉見茂議員

一般会計補正予算で農林水産費のところページで言うと10ページですが、林業総務管理事業のところ、説明をお聞きしたら今年度より町の負担が3分の1だったですかね増えるんで、補正にのせたということなんですが、当初予算でも予算を組まれてますが、多分この事業というのは、山の竹とか木とかが覆い茂っているのを、森林組合さんがやられてんですかね、そこでどういう形で申し込みするかというのはわかりませんが、そこでオッケーが出れば100パーセントで多分割ってもらえると思うんですが、その事業についてちょっと詳しくないんで、ちょっとその申請の仕方であったりとか、その事業箇所の決定だとかというのがわかれば教えていただきたいと思えます。

富永豊議長

産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

ご質問のありましたこの事業につきましてですが、詳しい事業につきましてですが、この事業は森林山村多面的機能発揮対策事業ということで、この対策事業は平成25年度から実施されておる事業でございます平成29年度からまた5年間、平成33年度においてまた新しく制度設計を行いまして事業として開始させるものとなっております。この中身でございますが、この地域住民また自伐林家等が組織して活動組織を立ち上げ里山林の保全又は森林資源の利活用などに対する取り組みに対して支援をする制度となっております。今回のこの申請につきましてですが、これは広島県の森林山村多面的機能発揮活動協議会というのがあります。そちらの方からですねインターネット、ホームページ、また募集要項等をですね周知しまして、今回津浪地区また寺領地区でそういった活動組織されとる団体の方から申請があったものにつきまして、今回この事業として実施される予定となっております。今回その平成29年度においてこの制度が新しく制度改正伴いまして今までは市町の負担はございませんでした。10割を県の対策協議会から実施される活動組織に対して10割の補助で賄っておるといったものでございます。この制度で今回3分の1を市町が負担するという事として国が定めております森林山村多面的機能発揮対策実施要項に基づいてその3分の1の負担が改正されたものになっております。この事業の中身でございますが、議員さんが言われますように里山林の保全、この事業で広葉樹を切つてですね、そういったシイタケの原木また薪としての利活用、そして竹林、竹を切つてですね、そのあとの竹をたい肥として使っていただく活動、そして希少植物、片栗のそういった自然環境、自然を守る活動に対する支援としての補助という形になっております。この制度として今回森林山村多面的機能発揮対策事業として3分の1、対象事業の3分の1にあたるものを補助するものとなっております。以上でございます。

富永豊議長

吉見議員。

吉見茂議員

ありがとうございます。内容はわかったんですが、組織を作ってその活動をということと言われたんですが、その地域の方が活動したその刈ったりした分のお金なのか、森林組合がそのまま作業に来られてやってくれてのものか、そこらはどうですか。

富永豊議長

産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

この事業はですね、森林組合ではなくですね、地域住民又は自伐林家で構成して組織された活動に対して補助するという形になっております。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。佐々木議員。

佐々木美知夫議員

先般の補正に、補正じゃないですねこれ説明あったんですが、消防費、この防災行政無線管理運営事業、これおそらく説明されたのに28年9月に実施されて、それに基づいた修繕と言われたと、じゃないんですかね。不具合の部分の修繕、内黒山レーダーの避雷器の不具合と説明があったと思うんですが、これ28年度の点検に基づいた修繕。それとも今年度においた、そこんところ。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

今回補修箇所が発生したものは、本年度、本年5月の定期点検により判明したものです。それと内黒山についてはですね、これ中継局を持ってありますけれども、本来落雷等があれば、ブレーカーが働きます。そのブレーカーが遠方の基地局ですので、自動的に本来それがまた元に戻る機能がございますけれども、この元に戻る機能が今失われております。したがっていったん落雷がありましてブレーカーが働くと、こちらから山の上にあがって作業する必要があるのです、これは非常にいざというときに困りますので、今回補正をお願いさせていただいております。以上です。

富永豊議長

佐々木議員。

佐々木美知夫議員

失礼しました。28年の9月の点検に基づいてと理解していたものでね、防災に関して半年たったこの時期に補正もなからうがといった疑問から質問いたしました。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。矢立議員。

矢立孝彦議員

2点。ページから言えば10ページ、地域づくり事業の償還金利子及び割引料12万7千円、これちょっと説明聞き洩らしたと思うんですが、大変申し訳ないんですがね、これは、その説明。それからもう一つは、起債調書あるいは基金の管理表の中からね、1点だけ。まず、基金の管理表の中から行きますとだいたい28年度の残高見込みが53億7千万円程度。それから起債の調書表でいきますとね、28年度の見込み額が112億円程度ですね。財政計画もあると思いますけれども、特に事業債にかかるものについては交付税措置によって処されるというものがあるにしても、割合どういいますかね、健全な財政数値だと思います。その中で基金の状況、28年度が53億程度、様々な今後計画にのっとって、やっておられるというふうに思いますけれども、先般総務省の方で自治体の基金管理の状況、基金の状況によって交付税の調整をしていくというようなことがですね報道されとりましたね。これは報道されるということですね、すでにそういうふうな値踏みをしておられるということでございますが、先般報道、新聞報道にもですね県内の基金残高の状況というものが報道されておりましたけれども、懐具合を吟味して潤沢な基金を保有しとる自治体についてはそこに手を突っ込んで交付税の調整を行うという一つ恫喝とも思えることをですね、国のレベルでいよいよここまで下品な国家になったかなという思いがしますけれども、その点についてね、少しちょっと財政当局あるいは町長の見解についてお聞きをしたいんですが、それはすぐ来年度からということではないにしても、余裕財政という部分があるとすればですね、基金の取り崩し等々について現在の財政計画というものを見直してやはり町民に還元をしていくという政策というものの転換する必要があるのではなからうかと思いますが、その点について少しちょっと説明を加えてください。

富永豊議長

地域づくり課長。

小笠原敏子地域づくり課長

10ページでございます、企画政策費の償還金でございます。こちらの方は補助金の不正取得について新たに判明いたしました平成27年度広島県地域課題解決支援事業補助金12万7,764円を返還するためのものがございます。以上でございます。こちらは元金でございます。

富永豊議長

川越主幹。

川越慶介総務課主幹

さきほどの基金等の状況についてのご質問でございますけれども、本町また全国的のどこの自治体も同様だと思いますけれども、事業を実施するに当たりましては、有利な財源であります起債等を優先的に用いましてですね、基金につきましては将来的に必要となる本町でありましたら庁舎の耐震整備でありますとか、地方創生ですね今後の道の駅の整備とかいったものに活用するためにですね、積み上げておるものがございます、国の方から指摘があります基金が積みあがっているじゃないかというような指摘というのはですね容認できるような話ではない、交付金を減額するというのは容認できる話ではないなというふうに感じておるところでございます。あと2月のですね新年度の予算編成の時にもちょっとふれまして、この基金の残の議論というのはですね今年の初めにもありましてですね、財政調整基金の活用としましてですね、今年度の目玉の取り組みの一つとしまして、経済対策というのがございます。このあたりにつきましてですね、財源として財政調整基金をいくらか繰り入れるというような説明させていただいております。今後におきましてですね、また国の動静等見ながらですね、基金どのレベル積むのかどのような将来活用の方向性があるのかというのをちょっと検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

富永豊議長

矢立議員。

矢立孝彦議員

議会の方も新たにメンバーも変わったということであるにしても、いずれにしてもね、今日的な町民住民に係る課題というのはね、本町ができる部分というものもたくさんあると、それを課題の積み残しというのがありますけれども、そこらあたりこの基金をもう少し有効的に今後使ってですね、で

きれば次元的、次元的にもですね町民の福祉に向上になるような形ですね、目に見える形の施策の展開をされたいというふうに思いますね。数え上げれば切りがありませんけれども、小さい子供たちの関係、定住に関連するもの、それから今度産業関係に関するもの、それから先般も出ましたけれども現在活用されとる賦課に対する格差是正の問題等々はですね、これずっとやる必要ないと思うんですよ。したがって基金の運用についてですね、そこらあたりの説明と言うものを今後決算特別委員会あるいは予算特別委員会の中でね、さらに説明をされて、基金の余裕をですね、一つ効果的に運用されたいというふうに思うんですよ。町長どうですか。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

基金の有効活用というご指導いただきました。合併をして間もない頃に平成17年に大きな災害が起きました。その折に災害を復旧するのにとりあえずはまず基金を持っての予算を組むという事でしたが、その予算を組むことはですね大変難渋するような状況でございました。基金がなかったという状況でございました。その後、国の有利な財源を活用する中で今日の状況に今至っておるところでございますが、一方ではここに一般会計の数字だけ示しておるところでございますが、他の会計におきましても起債を借りております。そうした風なことトータルのいわゆる貸借対照表で右と左を見たときにはですね決して大きな額とはまだ認識に至っておりません。そしてまして合計の52億という数字はあるところでございますが、先日も県の方から助言をいただいたんですが、いわゆる上から2行目の減債基金、これをですね、やはり目的化として、いわゆる有利な財源として起債は確保するが、その返済財源も一方ではカットしとるといような組み合わせは実論じゃない。そういったふうなことを通じて先ほど質問の当初にありましたように、それぞれの地方の懐へ手をつっ込むといようなことを防衛していきたいと計画を担当課と合わせて練っておるところです。

富永豊議長

矢立議員。

これは議案が遡っては申し訳ありませんけれども、ふれあいセンターの改修等々についてね、やはり今回の補正になってきたということについてはね、対象の補助金がやはり有利な補助金があったということですね。これ一方ではそういう補助金が付くまでは積み残していくと、放置していくといようなことにせざるを得ないという懐具合もあるにしてもね、やはり町の姿勢といものでなくしてね、やはりそこまで余裕のない町内の状況が散見されるんですね。様々な分野で。したがって次元的に基金を取り崩してまでというのは、そこをする必要があるかどうかというのは別にして、そういう緊急的な次元的な施策については今後重点的にですねこれは新たに組む必要があるというふうに思います。それを指摘して質疑は終わります。答弁要りません。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

基金管理表から2、3点。温井ダム周辺町有施設整備基金でございます。現在高がほとんどない状態ですけども、これは温井ダム周辺施設の老朽化する改修の際はどのようにされるかということが1点。福祉医療、教育支援、奨学基金についてですが、これは現在どのような利用の実績がありますかというのが2点目。3点目として、ふるさと未来夢基金の目的についてお知らせください。以上です。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

基金管理表の中の上から3点目、温井ダム周辺町有施設整備基金、これは旧加計町時代に下流負担金を基金に積み立てて、温井ダム完成後の温井周辺地域の整備に活用しようという目的で設置されたものでございます。当初基金残高がたくさんありましたが、その後は温井ダム周辺の各施設の修繕でありますとか、そういった整備に使用してまいりまして、平成29年度に500万あまり新たにその基金を利用して事業を実施するという計画であります。よって今2千円の残高予測でございますので、この基金残高がなくなりました状況の中で廃止を今検討をしておるところでございます。福祉医療、教育支援、奨学基金でございますが、これにつきましては現在平成29年度まで通算25名の学生に奨学金を貸し付けております。その内、看護師を中心に13人余りが安芸太田病院の方ですすでに勤務をいたし

ております。今後も医学生、医師及び看護師が順次卒業して安芸太田病院の方で勤務をする予定といたしております。特に看護師につきましては、平成28年度、7年度8年度大量な定年退職迎えたということで、この奨学金により、ある程度の人数確保でき、現在の看護基準を守られとるといふふうに考えておりますので、有効に働いておると思っています。当初、奨学基金につきましては、過疎債ソフトを使っております。その中で別だてで県に申請をしておりましたが、昨今先に基金に積み立てて使うという形が主流になっておりますので、平成29年度は新たに借り入れず下にあります過疎地域自立促進特別事業基金、この中に医療の確保という部分がございますので、それを今後は充当していくという形で考えております。それと、ふるさと未来・夢基金につきましては、ふるさと納税につきまして基金化をいたしておるものでございます。平成28年度までは限られた事業につきまして充ちたしておりましたが、平成29年度におきましては約4千万あまりのふるさと納税を活用した事業を予算化して寄付された方々の気持ちに応えるという取り組みをしまいたいというふうに思います。このふるさと納税の制度、将来的に若干不透明な部分はありますが、できる限り町に賛同される方の寄付金をお願いして有効に活用しまいたいというふうに考えております。以上です。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。7番佐々木議員。

佐々木道則議員

1点だけですが確認になろうかと思うんですが、農林水産費の林業総務費の補正でございます。それに関してですね先ほど来あるんですが、森林山村多面的機能発揮対策交付金のことなんですが、これは一応地域協議会を立ち上げて、そこの方へ国から交付金があり、その協議会から町を経由してその実施団体に入るのか、それとも町を飛ばしてもういきなり地域協議会と団体とのやり取りになるのか、というのは先ほど来ありました不正経理でもいわゆる地域協議会の考え方がちょっと曖昧でそういうふうなことになった経緯もありますので、その地域協議会、ここにあるのは別途林野庁長官が定める要件を満たす協議会を言うというような対策要領、実施要領私ちょっとこれ古かったんで、これはもう28年までとするとしかないんですが、そこらあたりの協議会の考え方と、それに町も協議会として入っておるのか、であるのであれば、町はその事業主体、実施事業主体と管理監督だけになるのか、そこらあたりをちょっとお聞かせいただければと思います。

富永豊議長

産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

ご質問のありました森林山村多面的機能事業の中身でございますが、この交付金のルートでございますが、これは森林山村多面的機能対策事業交付金は広島県で構成されておりますその広島県森林山村多面的機能発揮対策地域協議会これは都道府県、市町村、学識経験者またその農業林業関係団体で構成されとる県の地域協議会があります。その地域協議会から活動される組織に対して直接そのお金を交付するという形になります。今回の町としての関わりですが、今回この補正予算で補助金の交付をしております。これは町がその活動組織に対して補助金を交付するものとなっております。これにつきましては、活動組織に対しての指導支援するという立場で実施要綱上、制定されとるものですから、町としてもこの森林山村多面的発揮対策事業に関わる交付金の実施要項を定めて実施していただくということとなっております。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。角田議員。

角田伸一議員

9ページなんですが、林道費の財源でですね、町債を一般財源に振り替える理由を。

富永豊議長

建設課長。

田中啓二建設課長

林道費の関係で林道開設改良事業の関係でございます。こちらの方は当初予算で横川西平線の改良事業を計画しとったところでございます。今回補正予算で委託料を計上させていただいております。予算の組み替えという形でございます。こちらは林道松原線の路肩が崩落しておると、その箇所測量設計を行うというものでございます。路肩の崩落というものが開設改良事業ということではないので、起債の目的にそぐわないということで、横川西平線の事業費を減額する関係で起債もあわせて減額という状況でございます。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。中本議員。

中本正廣議員

基金の方で1つ、国保の方で。国保の基金があるわけですが、先般の説明の中で市町が統一して保険料になっておるとい話がありました。その時にこの基金は今の基金はどのようになるのかということで、これは保険料あがるというのは大変町にとっては負担が多いわけで、町民にとっても困るわけですが、この基金の使い道、あと残った基金はどのようにするのかということ。それから全体の中のこの基金で、全体では今52億、3億近くあるわけですが、今回の町内業者に向けての予算的には4億位ですかね。2年で4億ですか。くらい出るような形になってきてる。ただ先ほど町長の答弁でありましたように、17年度のその災害とか何か起きたときには一番困るといことで基金は大事なものであるが、そういったときに、それでは町内の業者がそれに対応できるか対応しきれるか、までもてるかどうかということですよ。今の経済状況見るとかなり疲弊してるといことで、町内の建設業界も大変な事態になってきているといのが現実です。他方面においては積雪の場合は1社しかなくて、その除雪が間に合わないといような状況になっている地域もあると聞きます。そういったところが日ごろの災害に対する建設業界の対応といのが今まで安芸太田町の旧町村においても、かなりの効果を出してきてくるといように思っております。そういったことを含めてですね、町内の業者育成、町内のそのどういいますか経済状況も含めてそれに対する対応が必要だと思います。適切な基金を取り崩してといことはあろうと思いますが、仕事を作るといことも大事なことじゃないかといように思いますんで、その辺の行政側の見解、これからの取り組みの姿勢といものを聞かせていただきたいと。

富永豊議長

住民生活課長。

上手佳也住民生活課長

国民健康保険の基金の方でございますが、こちらにつきましては、県単位化後も市町の方で引き続き管理してまいります。こちらの基金の活用でございますが、6年間は県単位化をしましても激変緩和措置をとるといことを認めておりますので、保険税の抑制とかですね、そういったものに活用したり、あるいは健康づくり事業への保健事業への活用とか、そういったものに使用してまいる予定でございます。以上でございます。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

さきほどの説明が十分ではなかったかと思うんですが、基金を貯めるために切り詰めて仕事をしとるとい認識はございません。さきほども触れたんですけども、国の交付税等々の対象になる有利な財源また有利な補助制度に乗りながら、事業を展開をし、またその財源として基金等々を借りて返済するのに有利な財源を確保しながら事業をしてきて、ようやくここまで来たところでございます。さきほど申しましたように、貸借対照表に表したときに右と左のバランスを考えた時に、さらに今度はそれを収益に結び付けるとい質問の主旨十分わかっておるところでございます。それと何よりも災害があった時に当面さきに人命救助のタイミングの関わるときに建設業の方々のインフラと申しますか、支援策といのは大変貴重なものでございます。それとまた今除雪とい項目におきましても、やはり雪の降る量がバランスが悪くてチェーンがさびるといような状況があるといようなことも聞きますし、また大きな雪の時には時間がかかるといようなことも聞いとるところでございます。そういったふうなことも、大きな課題としてとらえ、先ほど申しますように貸借対照表あるいは損益計算書の観点からですね、有効な資金活用をしていきたいと思います。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第59号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

日程第9．議案第60号

富永豊議長

日程第9議案第60号損害賠償の額の決定についてを議題とします。追加議案として提出者から説明を求めます。町長。

小坂眞治町長

議案第60号損害賠償の額の決定についてをご説明をいたします。特別委員会で色々ご意見いただいております、この度の不正案件につきまして、広島県補助金の不正処理事業4事業に係る補助金返済額が80万2,954円に確定し、平成29年5月30日付で広島県から交付決定の取り消しと補助金返還命令を受けるとともに、当該補助金の加算金いわゆる延滞金に相当するものでございますが、それについても納付するよう同日付で通知があったものでございます。当該加算金を損害賠償として支払うことに伴い、その額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。詳細につきましては担当より追加説明をさせていただきます。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

議案第60号、町長の説明で詳細がわかりましたので、そんなに追加はないですが、題名としまして損害賠償の額の決定についてということで、次のとおり法律上、町の義務に属する広島県補助金の取り消しに伴う、加算金発生による損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。第1項中13号の規定でございます。損害賠償の相手方でございますが、広島県でございます。損害賠償の要旨につきましては、安芸太田町は損害賠償金99,089円を支払う事。事件の概要につきましては、平成27年度県補助事業4事業について不正処理があったということで取り消しを受けました。それに関わりまして昨年5月から6月27日支払い予定しておりますので、412日間年利10.95パーセントの率をかけた加算金として99,089円を県の方へ支払うものでございます。以上でございます。

富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。末田議員。

末田健治議員

この議案の60号につきまして損害賠償金99,089円、これについては本人から求償を求めるという説明を受けました。この本人については当然大きな反省もしておられると思いますし、また社会的な制裁というふうな大きな負担もあるのかなと思います。そこで私の意見ですけれども、この事案については本人の責任は当然あるとしましても、町全体の責任もあるわけですね。そうしますと、加算金については本人の責任を含めて求償を求めることについては、ある程度やむを得ないかなという気はいたしますが、もともとの事業費部分についてこれを本人に求めるというのは私は町の責任も含めてあるという中でいかがなものかなという気がいたしますのでその点は十分この議案とは直接関係ございませんが、考慮頂きたいということをお願いいたします。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

町が損害を受けた場合、そのもとであります本人に求償しない場合、町の方が監査請求を受けるといようなことも想定をされますので、現在その求償を求める内容について、法的に弁護士と十分協議をする中で、範囲を決めていきたいというふうに考えております。それと5番議員がおっしゃる元の80万円につきましては、事業が実施されておりましたので、各団体にそのまま入っております。それを返還していただいておりますので、町の方として直接損害を受けてないという考え方も成り立ちます。1点、先ほど議決いただきました12万7千円につきましては、事業を実施しておりますので、その分を自治体から返してもらっておりますので、その分が求償の対象になるかどうかというのをもう少し内部検討させてもらいたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。4番矢立議員。

矢立孝彦議員

今説明はね、県から交付決定の取り消し及び返還の通知があったということですね。それは当然だろうと思うんですよ。ただですね、1点広島県のこの事業補助金交付要綱に基づいていくと、広島県も注意義務というのがあるんでしょ。これ何条だったか私わかりませんが、この要綱上ではですね、中間報告あるいは状況によってその状況の報告をさせるとあるいはすると、いう規定があるわけですよ。ということになると、県の方にもですねやはりいくらかの瑕疵というのはあると思うんですよ。しかし先般の資料、県が報道機関の方へ報道した、県の見解というのはね、資料としてもいただいておりますけれども、広島県というものは、そういう注意義務というものはないんですか、ということをお願いなんです、1つは。同時に本町についてはね、確かに懲戒免職をされた職員についてはこれは言い逃れができない事案ですよ。それは。それはこちらにおいときますけれども、先般からのやり取り、一般質問等々のやり取りの中でね、やはり管理監督者の、どういいますかね、法令違反、町長含めて法令違反、これに基づいてさらにね、申し上げれば、注意義務というのは大変広範な解釈で生じておりますけれども、そういう義務的な注意義務というのですね、善管企業で言えば善管注意義務違反ということで株主訴訟の対象になってくるわけですから。それはそういう注意義務の関係がどうであったか、あるいは放置しておいたという事なんですよ。放置した1人の職員に対していろいろ事業お任せきりと、いいのにやれやということになると、組織としての不作為、不作為の処理によって生じた事案という事なんですよ。不作為による事案によって損害金が生じておるという事なんですよ。ただ副町長の方で説明ありましたけれども、かなりこれ微妙な問題ですよ。そこで補助金返還金の元金、補助額についてはですね、これまた解釈違うと思っておりますけれども、いわゆる延滞金、加算金、損害金等いわゆるひとくりに損害金のいわゆる費用負担というものはね、これはやはり民法上の処理によらなければいけないという部分もあるわけですよ。したがって弁護士等との相談をしておることが答弁として出てくるんだらうと私は推察しておりますけれども、そういったいわゆる損害金が生じた原因というものが1つある。もう1つはこれに伴う懲戒免職者及び懲戒者、町長、副町長含めてですよ、懲戒者の求償額がまだ不確定なんですよ、現在。そういう段階の中で町の財源を持って全額公費負担を行う事、このことの合理性と合法性というのはどこにあるんですか。まずそれを聞きましょう。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

まず1点目、当然補助金を交付している側、広島県につきましても、交付要綱にありますように、途中段階の報告を求め、それで指導する責任はあろうかと思っております。そういった意味で県の方に全く注意、瑕疵がゼロであったというふうにはなかなか判明しないわけですが、元の原因は当町職員が偽りの報告書を作って県の方へ報告書を提出したということが、大きな原因でございますので、県の方にそういった内容については確認はさせていただき、経理的に確認させていただきましたが、今回は町の方が責任をとるということで補助金の返還に応じるという姿勢であります。2点目の今回の不祥事につきましては、本人は当然のことですが、管理、監督者の非常に責任が重いということは、報告書の方でも詳細に報告をさせてもらっておるところでございます。そういった中で、色々賛否はございませうが、4月19日に対象者について懲戒処分をもらっとるという事でございます。町長、副町長につきましても、給料の特例減額の条例を提案して、今後また再提案してご審議いただくようにならうと思っておりますが、責任は痛感をいたしておるところでございます。賠償につきましては、先ほど話した民法上の賠償、それと地方自治法上にも賠償の規定があります。それと国家賠償法という3つの方法があります。そのそれぞれの条文で起因した原因が詳細に規定されています。今回どの規定によって、その本人に求償をするのか等々について詳細にやっていると、またいろんな疑義が出る問題でございますので、慎重にやってまいりたいと思っております。その辺の職員の責任、求償でございますが、その辺を明確にしない段階での本議案の提案、後程の補正予算もそうでございますが、県の方と協議する中で6月27日支払ってという話といたしておりますし、町の方に責任があつて、返還を取り消しをされたものでございますから、それは早期に支払いを完了して後ほどの責任についてはまた十分検討をする中で方向性を決定してまいりたいというふう考えております。以上でございます。

富永豊議長
4番矢立議員。
矢立孝彦議員

今説明ではねよくわかるんですよ。現状における処理、対応についてはね、非常に頭を痛めている段階であるという説明ですよ。よくわかる。理解できる。いずれにしても自治体職員の不祥事に係る損害金の求償額の分担ということについてはね、判例にしても行政実例についても非常にケースバイケースですから、これ非常に難しいですよ。ということになるとね、だから、県へまけてくれんさいという話をしよるんじゃないですよ。県もこの求償額の回収と言いますかね、県の立場から言えば、そのことについてはもう少し積極的に町と協議をされて補助金の返還の方法あるいは時期等についてはね、やはりよく摺合せをされて、免職者へ求償額の協議をしよ、そこまでは言いませんよ。そういう中で合理的な支出でないといけんのでしょうか、これは。今の説明では合理性はないですよ。県から早く払ってください、処理が難しいですからと、いう事でよろしく頼むと、こういう説明でしょ。しかし、その金額、小さい金額であるにしても、今後全体的な求償額の分担についてはですね、今のいみじくも説明ございましたが、特別職の減額についてもまだ未確定、それから現在の該当する処分済みの管理監督者の処分が妥当かどうかという問題についてはこれまた見解が違ふところですね、そういう不確定な要素があるという事。それから当該法律に基づく求償額の算定の基準等々が不確定な状況の中で、今回の99,089円というものは、単年度町費を持ってしかも損害金として処理すると、いわゆる年度経費を発生させるという処理でしょ。私はまだやり方いっぱいあると思うんですよ。現在の段階では、協議をして全体の求償額についての供託をするという方法もあるでしょう。あるいは早急に様々な合理的な分担基準を方向付けた中でこの処理をするところを県と協議をして町が処理をする、というようなこともないうちに今これをぼーんと出して、よろしく頼むということには到底理解できない。納得できない。その点についてさらに説明を加えてください。

富永豊議長
(マイクを切ってください。)副町長。
小島俊二副町長

今質問がありましたように、求償の方法、中身については今後まだまだ十分協議を県と含めて法律家等も含めて協議をしてまいりたいと思います。しかしながら、この加算金の支払いにつきましては、今回議案第60号でご提案申し上げたのは町に法律的な損害賠償の責任があるという観点から議会の方へ要議決を求めるものでございますので、財源等々につきましては本人求償になるのか、その責任者の求償になるのか、その辺はまだ十分協議する必要がありますが、この加算金の支払いについては町は責任を持って実施する必要があるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

富永豊議長
4番矢立議員。
矢立孝彦議員

その説明を冒頭でする必要があった。要するに今の副町長の説明では理解できる。解釈をする必要がある、今の段階ならね。ただ求償額の確定をした場合に変更がある、あるいは変更を生ずる可能性もこれありますよね。その説明を冒頭で本議案については説明すべきであったということでもありますよ。1点、全体的な求償額の額については延滞金があるかもしれん、加算金があるかもしれん、その他もあるかもしれんけれども、いわゆる求償額というものの規模というのはどのくらいの想定をしていますか。

富永豊議長
副町長。
小島俊二副町長

この部分は求償の相手方もありますんで、明確には現段階ではお答えできませんが、要は地方自治法の規定での損害賠償等々の求償につきましては、監査委員さんの調査を必要といたしております。そういった中で弁護士等と県と協議する中で、そのさきほどの国家賠償法によるのはちょっと難しいと思っています。地方自治法が民法による規定により求償するべきものだろうと思いますんで、要は県事業を中心にその求償額について最終確定をしてから議会の方へ報告させてもらいたいと思います。

富永豊議長
他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論終わります。議案第60号損害賠償の額の決定についてを採決します。議案第60号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第60号損害賠償の額の決定については原案のとおり可決しました。

日程第 10 . 議案第 61 号

富永豊議長

日程第10議案第61号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)について議題とします。提出者から説明を求めます。町長。

小坂眞治町長

議案第61号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。さきほどの議案第60号の損害賠償の額の決定について、議決をいただきました。広島県への損害賠償としての支払いにつきましての補正予算をお願いするものでございます。歳入におきましては基金を繰り入れたく予定をしております。また5月30日付で広島県からの返還の命令を受けるところに当該補助金の加算金についても納付するよう同日付で通知があったものでございます。当該加算金を損害賠償として支払うものでございます。説明以上でございます。

富永豊議長

以上提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論終わります。議案第61号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)について採決します。議案第61号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第61号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決しました。

日程第 11 . 陳情第 1 号

日程第 12 . 発議第 1 号

富永豊議長

日程第11陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について及び日程第12発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成30年度政府予算に係る意見書の提出についての2件を一括議題とします。審査を付託した総務常任委員会委員長から報告を求めます。佐々木美知夫総務常任委員長。

佐々木美知夫総務常任委員長

本委員会に付託された陳情書等を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告をいたします。件名、陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書、提出者、広島県教職員組合 山県・安芸高田支区 山県ブロック委員長 大久保明信、陳情の要旨、1、子ども達の教育環境改善

のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、当面30人以下学級とし、複式学級編成基準も改善すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上意見書採択と関係機関への意見書提出。審査結果、子ども達がよりよい教育環境下で学ぶため、施設及び人的整備は必然であり、行政の責務でもある。引き続き少子化が進行する本町にとってわが町に誇りを持った児童生徒を誕生させるための教育環境整備の確立を求める必要がある。よって採択とする。発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成30年度政府予算に係る意見書の提出について、安芸太田町議会会議規則第14条2項の規定により上記の議案を別紙のとおり提出する。平成29年6月16日、提出者 総務常任委員会委員長 佐々木美知夫。安芸太田町議会議長、富永豊様、提案理由、国の次年度予算編成にあたり、過疎地域における教育環境の整備に対する財政支援の充実に求める必要があります。よって、別紙内容による意見書を提出するものです。別紙裏面に詳細を書いておりますのでご覧いただきたいと思います。なお、その他の請願1号、2号、陳情2、3、4、5、この案件も付託を受けておりますが継続審査とすることを議長宛に報告しております。以上です。

富永豊議長

以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について及び発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成30年度政府予算に係る意見書の提出についての2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第1号を採択し、発議第1号により意見書を提出しようとするものです。陳情第1号及び発議第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2018年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書について及び発議第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための平成30年度政府予算に係る意見書の提出についての2件は委員長の報告のとおり陳情書を採択して、意見書を提出することに決定しました。

日程第13.

富永豊議長

日程第13 閉会中の継続審査について議題とします。総務常任委員長から請願第1号、第2号及び陳情第2号から陳情第5号について、閉会中の継続審査したいとの申し出があります。お諮りします。請願第1号、第2号及び陳情第2号から陳情第5号について閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって請願第1号、第2号及び陳情第2号から陳情第5号については、閉会中の継続審査することに決定しました。

日程第14.

富永豊議長

日程第14 適正な行政事務確保調査特別委員会の中間報告を認めるということを議題とします。適正な行政事務確保調査特別委員会委員長。佐々木委員長。

佐々木美知夫適正な行政事務確保調査特別委員長

先日の特別委員会の席でも申しましたが、適正な行政事務確保調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。特別委員会の今後の対応でございますがこのまま一定期間設置を継続し、当局の報告書で説明があった実施計画等の推移を注視し、継続していきたいと思っております。特別委員会としては今回提出された報告書に基づき、ここにおられる幹部職員の皆さんはもちろんのこと、職員の各一人一人がこの中身の重要性を認識されより強い自覚を持って萎縮することなく今後二度とこのような不祥事を発生させることなく、職務を全うするよう頑張ってくださいと思います。以上特別委員会からの中間報告といたします。

富永豊議長

以上で報告を終わります。

日程第 15 .

富永豊議長

日程第15閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。ここで閉会にあたって町長から挨拶があります。町長。

小坂眞治町長

第5回安芸太田町定例会の閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。議員各位におかれましては本会議並びに全員協議会におきまして長時間にわたる慎重な審議をいただき、本定例会に提出いたしました一般会計補正予算をはじめ、すべての案件について原案のとおり承認議決をしていただき、本日閉会の運びにいたしましたこと、厚くお礼を申し上げます。平成29年度一般会計補正予算(第2号)は、国の地方創生拠点整備交付金を財源として取り組む生涯活躍の町戸河内エリア拠点整備計画が財源的に主なものでございます。国の支援を追い風に地方創生、住民福祉の向上につながることを念頭に地域商社の設立、加計地域の生涯活躍の町の取り組みもあわせて速やかな執行に努めてまいります。また広島県補助金不適切事案につきまして、返還額の確定またその支払いに伴う補正予算(第3号)につきましても適切なる議決を賜りました。重ねて厚くお礼申し上げるものでございます。このたび再発をさせました不祥事は議会の皆様を始め、町民の皆様への信頼を再び裏切ることになりました。重ねて深くお詫びを申し上げます。適正な行政事務確保調査特別委員会で賜りました多くのご意見、また改善策と私どもの再発防止に向けての計画等あわせて取り組みを始め、お寄せいただいております信頼の1日も早い回復を図って参ります。引き続きのご意見ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。また本会議並びに全員協議会で賜りましたご意見につきましては、これからの業務執行に当たりまして、参考にさせていただきます、町政発展に向け引き続きの努力をしております。すでに梅雨に入っているとの発表でございます。また暑さが増してくる季節でございます。議員各位におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、体調管理にはくれぐれもご配慮いただき町政推進に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

富永豊議長

これで会議を閉じ、平成29年度第5回安芸太田町議会定例会を閉会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午前 11時55分閉会